

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第十一号

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部  
を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則（昭和四十六年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表中「事務長」を「統括事務長、事務長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。